

○学校法人明治薬科大学役員・評議員・顧問退任慰労金規程

制定	令和2年3月25日
改正	令和5年11月17日
	令和6年6月12日
	令和7年10月15日
	令和8年6月25日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治薬科大学（以下「法人」という。）の学校法人明治薬科大学役員等報酬規程第4条第4項の規定に基づき、役員及び評議員・顧問の退任慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは寄附行為第38条により選任された者をいう。
- (3) 顧問とは、寄附行為施行規則第69条に定める者をいう。
- (4) 退任とは、任期満了、辞任又は死亡により、法人の役員又は評議員・顧問の任務を退くことをいう。

(退任慰労金の支給)

第3条 退任慰労金は、退任時に支給する。

- 2 退任慰労金は、原則として退任した日から1か月以内に支給する。
- 3 退任慰労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 死亡による退任の場合は、労働基準法施行規則第42条から45条の遺族補償の順序に従い支給する。
- 5 寄附行為第15条第1項の各号に該当する解任の場合は退任慰労金を支給しない。

(支給額)

第4条 退任慰労金の支給額は、次の各号の区分に応じて算出した額とする。

(1) 役員

役員の在職中それぞれの職位の任期の最終月額報酬に在職年数を乗じた額をそれぞれ合算し支給する。なお、任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなす。

(2) 評議員

最終の会議報酬の額に在任年数を乗じた額とする。任期満了の日又はその翌日において再び評議員・顧問に任命されたときも、任期満了したものとみなす。

(3) 顧問

退任時の月額報酬に在職年数を乗じた額とする。任期満了の日又はその翌日において再び評議員・顧問に任命されたときも、任期満了したものとみなす。

- 2 在職年数の計算に当たり、1年未満の端数は月単位とし、1か月未満の端数は1か月とする。
ただし、任期月途中で役職・報酬が変更になる場合や任期満了による改選で継続して役員等の職位にとどまる場合、報酬の多い方の月を採用しその1か月で計算するものとする。
- 3 前項の計算に当たり、月数に端数が生じた場合は小数第3位を切り上げる。
- 4 支給額に10円未満の端数が生じた場合は10の位を切り上げる。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、学校法人明治薬科大学の役員、評議員・顧問として、令和元年11月8日以降に新たに学内又は学外評議員選挙で当選した者、及び、委任若しくは任命された者に適用する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年6月25日から施行する。